

人口問題研究所

研究資料第三卷

昭和二十年七月一日

食糧危機と産兒制限

厚生省 人口問題研究所

食糧危機と産児制限

支那事變勃発以來八年の長きにわたる戦時中、政府當局は國民生活の安定を確保し、食糧に關しては、小くとも最低必要量の配給を保障すべきことを、しばしば言明したが、その後半期以降、年を追うて、食糧事情は次第に窮迫化し、國民の食生活は實に慘憺たるものであつた。その配給量が限界必要量よりも著しく不足してゐることは、營養學的に學證するまでもないであらう。

消費大衆は「闇行爲」によつて食糧の買漁りに如何に狂奔してゐるかを、誰が好人で「闇行爲」の不正を承知の上で、しかも過重の經濟的負擔を忍んでまでも、食糧の買漁りなどするものがあらうか。これは、配給量のみによつて生活する場合、やがて陥るべき營養失調の危険を免れんため、己を己で得る狂態にほかならぬのであるまいか。

疲弊困憊その極に達してゐる敗戦後の國民は、この食糧不安から救はれるどころか、いまだ深刻極まりなき食糧危機に襲はれてゐる。昭和二十年の産米收穫高は、大減收を豫想されておたが、一月十二日の「毎日新聞」によると、明治三十八年以來實に四十二年來の大凶作であつて、四千石を割るといふ小こゝとである。これ實におそるべき食糧危機であるといはなければならぬ。これを如何にして克服するかは、まことに容易ならざる大問題である。その克服策は、多くの専門家によつて、眞剣に、かつ活潑に議論されてゐるが、その一つに産児制限の提唱がある。

産児制限の可否は、食糧問題との關聯のみから決定するべきものでなく、優生學の問題として、民族の永存性の問題として、また女性の教養の問題と

して、あらゆる角度から検討されるべきものと見做するが、いま尚問題の範圍を限定して、産児制限が目前の食糧危機を克服するのには、どれほどの果があるかを考察しよう。

内閣統計局の発表によると、昨年十一月一日現在の内地人口は約七十二百万である。公表せられたこの人口数に対し、私は若干の疑念をいいておるが、この疑念は、これを基準にして議論を進めて行くことにする。まづ第一に、最近の死亡率、すなわち人口千につき死七十七・七と化なく、今年もその守りであるとして假定すれば、この一年間における死亡総数は、 $720000 \times \frac{77.7}{1000} = 559240$ となる。

この死亡者のうち、主食の供給は停止されるから、それらの食糧の配給量は軽減されるわけである。しかし、西ニオニ五、四千人は、昭和二十一年十一月二日に一斉に死亡するので、けりく、月を追って次第に死亡、昭和二十一年十月三十一日に死亡累着して、これ以上、教へず、昭和三十二年十一月二日に死亡配給量の全部削減されるので、けりく、すなわち昭和二十一年十一月二日に死亡した者には、一年分の主食配給量も完全に削減される。昭和二十一年十月三十一日に死亡した者には、一年分の主食配給量を配給しななければならない。従って、死亡者にも、平均的にみて、半年分の主食配給が必要である。主食の配給量は、年令によつて異なるが、昭和二十一年十一月二日までは、一歳の五(七七分)、二歳乃至四歳までは、一五〇(三三分)、五歳乃至九歳までは、二四〇(一八八分)、一〇歳乃至一四歳までは、三四〇(五三分)、一五歳乃至五九歳までは、三〇〇(五三分)、一六歳乃至一七歳までは、三三〇(二八九分)とさつておる。

次に百二十二萬四千の死亡者を、従来の年令別死亡率によつて配分すると、
 零歳乃至一歳は二九・三萬、一歳乃至四歳は一四・四萬、五歳乃至九歳は三・四萬、
 一〇歳乃至一四歳は二・三萬、一五歳乃至一九歳は五・五〇萬、六〇歳以上は
 一八・五萬とす。

これらの年令階級別死亡者に対するそれぞれ的主食配給量を考慮しつゝ、
 削減さるべき主食配給量を算定すると、次のごとくである。

年令階級	死亡数	半年分の主食配給量
〇一歳	二九・三萬	四一・一七三・三石
二一四	一四・四	二一・四〇二・一
五一九	三・四	一〇・三三五・三
六一四	二・二	九・九九〇・〇
五一五九	五四・九	二一〇・四〇四・二
六〇歳以上	一八・四	六三・八七四・二
合計	一三二・四	三三三・二八一・一

石の計算に依ると、百二十二萬四千の死亡者がある場合、主食配給の傷に
 より、一ヶ年間に軽減される配給数量は三十六萬三千百八十一石である。
 死亡率を十七、七として一人の新生児の生存をも許さずと假定して、僅かに
 三十六萬石餘りの主食配給量の削減に守るにすぎない。現在の基準配給を維
 持するには、主食物は本年、實に二十數百萬石の不足にあると言はれてお
 るのら、その軽減率は一五%にも達しないわけである。

死亡率を十七、そして一人の新生児の生存をも許さずと假定しても、軽減される主食配給量は僅か三十六万石餘りにすぎない。しかし、産児制限の節位を越へて、出産禁止を断行することは、實際問題として、全く不可能のことであるに違ひない。もし新生児の生存を許すことになると、それだけ主食の配給が必要となるのであつて、節減されるべき主食配給量は三十六万石よりも少くなるを得ない。

近年の出生率は人口千につき二十九見當であるが、この出生率がそのまま持續するものと假したならば、換言すれば、産児制限も行はれない代りに、出産の奨励も行はれないと假定したならば、出生数は $275 \times 1000 = 275,000$ 即ち二百八十八千の新生児を持つことになる。

この新生児に配給されるべき主食配給量を計算して見よう。二百八十八千の新生児は、昭和二十年十一月一日に一斉に出生するのである。月を追ふて次第に出生し、累積して昭和二十一年十月三十一日にそれだけの数になるのである。従つて、死亡者についていつたと同じく、平均的に見て、半年分の食糧を供給すれば足りるのである。そして乳児の配給量は二〇五(五、七、ク)である。

$$275 \times 1000 \times 205 = 56,375,000 \text{ kcal}$$

主食の必要配給量は二十九万三千四百十大石二斗である。それ故に、死亡率を十七、出生率を二十九と假定すれば、差引六万九千七百六十四石九斗の軽減となる。

人口が八十六万四千に増加して、しかも主食の配給量が減少することはない。あり得べからざることであつて、計算に誤りありとする人があるかも知れない。しかし、これは計算の誤りではない。年数に依つて配給量が異なつてゐる以上、一見、奇異に感ぜられるが、この現象も生じ得るのである。双生児

出生率の増加は、その家庭では、家庭成員が増加して、しかも主食の配給量は減少するのである。母親の死亡によつて三〇〇互の配給量を失ひ、双生児の出産によつて二二〇互の配給量(乳児一人當り二〇互)を得るのであるから、結局八〇互の減少となる。

要するに我が國に於ける人口の年数構成が現在のやうな状態にあつては、死亡年十七、出生率二十九、そして人口の自然増加が十萬四千を数へても、年数別配給量に変化なしとすれば、その純増量は極めて少ないが、主食の配給量は減少する計算になる。勿論、この僅かなる主食配給量の節減で、當面せる食糧危機を突破し得るものではない。

最近産児制限を行つた場合、主食の配給量はどの程度まで減かすかを計算して見よう。この問題になるのは産児制限の程度であつて、第一次世界大戦中、フランスの出生率は人口千につき二に激減したことがある。この出生率は、文明國に於て経験した最も低いものの一つのやうに思はれる。二十九の出生率は、率に九五まで引き下げることには、産児制限の宣傳をいかに大々的に行つても、實現不可能の境に考へられるが、一應、出生率を九五として計算しよう。すると出生数は次の如くである。

六十八萬四千の新生児に對する主食配給量を前の場合と同様の方法で計算すると、九萬六千六百一十石と算出される。死亡によつて節減されるべき主食配給量を差引くと、二十六萬七千六百一十石となる。

結局、死亡率十七、出生率九五を假定すれば、節減さるべき主食配給量は
 二十大石を余がある。左記制限の提唱者は、いま止る産児制限を行はなければ、我が國の運
 命はますます甚しくなるを、抗弁するかも知れないが、それはこゝで取
 りあつても向應の範圍外に属する。ここでは目前に迫つてゐる食糧危機を打
 つる爲に、産児制限がどの程度の効果あるかを論じ、その効果の甚だし
 くも統計的に指摘したに止まる。また他の観点からする産児制限の可否し
 こゝに問題にしてのでもない。食糧事情が極端に窮乏化してゐる現在やや
 むすると、産児制限はその打開策として最も適切であるやうな錯誤に陥り
 がちである。実は最も頼りにならぬ方策の一つであることを統計的に論證
 したまでである。

岡崎技官

して、あらゆる角度から検討されるべきものがあるが、いま、問題の範囲を限定して、産児制限が目前の食糧危機を克服する一に、どれほどの果があるかを考察しよう。

ニ

内閣統計局の発表によると、昨年十一月一日現在の内地人口は約七千二百万である。公表せられたこの人口数に對して、私は若干の疑念をいいておる。その第一は、これを基準にして議論を進めて行くことにする。今年もそのまゝであるを假定すれば、この一年間における死亡人数は、

22005 x 1/100 = 2200.5 となる。

これからの死者に對し、主食の配給は停止されるから、それ以外の食糧の配給量は軽減されるわけである。しかし、百二十五四十人は、昭和二十一年十一月

十日三十一日間に死亡するので、毎月平均して、死者は、昭和二十一年

十月三十一日間に死亡する。このうち、昭和二十一年十一月十日に死

した者に對し、一年分の主食配給は完全に節減されるから、昭和二十一年十月

三十一日に死亡した者には、一年分の主食配給を停止する必要がある。従って

死者に對し、平均的にみて、半々ずつの主食配給が必要である。一歳

の配給量は、年令によつて異なる。一歳(二、五ク) 五歳乃至九歳(一、九ク) 十歳乃至十四歳(一、五ク) 十五歳乃至十九歳(一、三ク) 二十歳乃至二十四歳(一、一ク) 二十五歳乃至二十九歳(一、〇ク) 三十歳乃至三十四歳(〇、九ク) 三十五歳乃至三十九歳(〇、八ク) 四十歳乃至四十四歳(〇、七ク) 四十五歳乃至四十九歳(〇、六ク) 五十歳乃至五十四歳(〇、五ク) 五十五歳乃至五十九歳(〇、四ク) 六十歳乃至六十四歳(〇、三ク) 六十五歳乃至六十九歳(〇、二ク) 七十歳乃至七十四歳(〇、一ク) 七十五歳乃至七十九歳(〇、〇ク) 八十歳乃至八十四歳(〇、〇ク) 八十五歳乃至八十九歳(〇、〇ク) 九十歳以上では、二ク(二、八ク)となつておる。